

みぶ町政だより



9月号

昭和49年 9月24日発行

発行所 栃木県壬生町役場（毎月24日発行）

昭和34年9月30日第三種郵便物認可一部 9円



町をあげて長寿を祝う

—— 今年 は 三地区 で ——

今月の人口

9月1日現在 対前月比

総人口	29,865	85人増
男	14,905	38人増
女	14,960	47人増
世帯数	7,199	24世帯増

9月15日は、おとしよりに感謝し、長寿を祝う「敬老の日」です。今年、「敬老の日」の前日の14日に、また、会場を三地区に分けて聞くよう老人クラブの各会長会議で決まり、開催したものです。今年の招待者は、壬生地区は中央公民館に748人、稲葉地区は稲葉中体育館に401人、南犬飼地区は南犬飼中体育館に409人、計1,558人が参加してそれぞれ盛大な敬老会でした。

催し物は、各々会場ごとに、婦人会、生改クラブの人たちが、自慢の踊りなどを披露して楽しい1日でした。

10月は“体育振興の月”です（スポーツの秋です。体をきたえよう）

お知らせ



町民体育祭開催

スポーツの普及を図り、町内間の融和と親睦を深める目的で、来る十月三日の「文化の日」に総合運動場で開催します。

種目・細部については、後日自治会長と協議して決定されます。

町民歩け歩け大会

第五回町民歩け歩け大会は、十月十日「体育の日」に行つてになりました。

コースは、中央公民館を出発して、釜淵の往復約四・五キロのコースです。

集合時間 午前六時三十分

出発時間 午前七時

雨天の場合は、中止になります。家族らつて参加しましょう。

母子健康相談

〇とき 十月四日(金)

〇ところ 〃 二十一日(月)

〇時間 (時間は四日のみ十時から十一時三十分まで、そのほかの日は、十時から二時まで)

〇該当地区 壬生地区、稲妻地区、団地の

満一歳未満の赤ちゃんです。

〇ところ 中央公民館

三カ月児検診

〇とき 十月十二日(火)

午後一時三十分から七月十九日まで(に生まれたお子さん)

〇該当者 中央公民館日本間の母子健康手帳を持参する(こ)

〇ところ 〃

〇時間 (母子健康相談)

成人、老人、その他の健康相談

〇ところ 〃

〇時間 十月二十五日(金)

十時から三時まで

〇ところ 〃

〇時間 十月七日(月)

午後一時から

〇ところ 〃

〇時間 母子健康センター

〇該当者 壬生町に居住する全妊婦の方

当番医師のお知らせ

十月の日程、祝日は次の医師以外は全部休診になります。

日	町名	医 院 名	電 話
六日	町東町	前原 医院	01141
七日	舟東町	早川 医院	02110
八日	上通町	小倉(光) 医院	00557
九日	安塚	島田 医院	00111
十日	上通町	小倉(要) 医院	11955

時間は午前九時から午後四時

10月の納税
お忘れなく
町民税 第3期分
国 保 税 第4期分

廃大引き取り日

〇日 〃 十月九日(火)

〇日 〃 十月九日(火)

〇場所および時間

役場本庁 九時まで

南大洞支所 九時十五分まで

稲妻支所 九時三十分まで

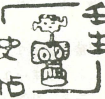
〇訂正

八月号の二面、三段目に「赤ちゃんは母子センターでの記事

中、使用料金が一八八〇円は

三〇四〇〇円八日間での誤り

でしたので、お詫びして訂正します。(四月一日改正)



壬生町の鎮守

雄琴神社 (四)

こんな事で壬生の乱も当時にあつては、例外の出陣事ではなかつたのである。

天皇の即位以後の御詔には、伝法を興隆したり、禁式九十二

条の制定、冠位六等制の制定、八姓を設ける等旧来の伝統を新

制度のもとに生かす努力をなさつたり見るべきものが多かった

しかし、何と云つても古事記や日本書紀を皇子達や豪族に命

じて撰述させた前記の興隆に意を用いた事を挙げなければなら

ない。

二、一品舎人親王
天武天皇第六皇子(一本には第三の皇子)母は新田部皇女(天智天皇の皇女)文武天皇の御代新皇となり一品に叙せられ七十八年一品に進み、七十九年知太政事となる。

慶雲、和銅、養老、神龜(七〇四一七八)の間にそれぞれ封を賜ふ。新皇事や昭して太政大臣を贈られ、七十九年崇道天皇と追尊した。

天武天皇は、先に編纂された帝紀や(天皇系図)旧記が間違

167

いが書かれて真実が誤り伝えられることを心配されて、正しいものに改めようと御考になられた。

そこで、舎人の種田阿礼と云う記憶力抜群の人を見込んで、この人に帝紀、旧記を誦み習わした。しかし、天武天皇が崩御されて書物にはならなかった。

持統、文武両天皇の御代を経て、元明天皇の御代になつた。

元明天皇は、種田阿礼が誦み習つたものが空しく埋れて終うのを惜んで、太安万侶に命じて、阿礼の誦み習つた帝紀、旧

辞を筆録させ、和銅五年(七一三)正月二十八日、二巻として献上したのが、現代残る史書の

最古の書物「古事記」である。

天武天皇十年三月の条に、天皇が太極殿に御して、川島皇子忍壁皇子など十二人の皇族や貴族を集めて、帝紀および旧辞を記し定めさせた云う事が書かれて

いる。

この時舎人親王も御召しに預つた事は勿論である。

元明天皇の御代、和銅七年(七三四)二月十日、紀清人、三宅藤原の二人に国史を撰ばしめたと続日本紀に見え

る。天武天皇の命によつて、出発した歴史撰述のことが元明天皇によつて執り上げられ、撰述者二人が追加されたことを意味するものであろう。

『筆者 大垣』

お知らせが出来ますから早く配布しましょう。